

令和2年度(2020年度)

環境保全型農業直接支払交付金の概要

環境こだわり農産物の生産とあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実施した場合に、予算の範囲内で支援されます。



令和2年度(2020年度)からの主な変更点

1. 支援要件等

☞ 2～3ページ

- (1) 支援対象となる団体は交付金に取り組む農業者が2戸以上に変更
- (2) 個人で支援対象となる場合の要件の変更
- (3) 推進活動の選択メニューの変更

2. 支援対象取組

- (1) 全国共通取組が拡充され、一部交付単価が変更 ☞ 1、4～6ページ
- (2) 「有機農業」の取組は有機JAS相当の取組が必要 ☞ 5ページ
- (3) 「麦、大豆、小豆、飼料作物(飼料用稲を含む)、そば、花き等」は全国共通取組または認証制度を活用して推進することとし地域特認取組の支援対象外とします ☞ 1ページ
- (4) 「⑪緩効性肥料の利用および長期中干し」で肥料の被膜殻の流出防止を要件として追加 ☞ 8ページ
- (5) 地域特認取組に水稻の「⑳殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培」を追加 ☞ 11ページ

3. その他

- (1) 環境こだわり農産物の要件である環境配慮技術に「農業用使用済みプラスチックの適正処理」を必須項目として追加 ☞ 3ページ

STOP 農業濁水!!

水稻では「水田からの濁水の流出防止」が交付金の要件となっています



支援対象取組一覧

環境保全効果(温:地球温暖化防止、生:生物多様性保全、水:水質保全)

	取組名	対象	単価(上限) (円/10a)	環境 保全 効果	ペー ジ
全国 共通 取組	① カバークロップ	全作物	6,000	温	4
	② リビングマルチ	全作物	5,400	温	
			3,200 (小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合)		
	③ 草生栽培	果樹・茶	5,000	温	
	⑤ 有機農業	全作物	12,000 (2,000円加算措置あり)	温・生	5
			3,000 そば等雑穀・飼料作物		
	⑥ 堆肥の施用	全作物	4,400	温	6
	⑱ 不耕起播種	麦・大豆	3,000	温	
⑲ 長期中干し	水稻	800	温		
⑳ 秋耕	水稻	800	温		
地域 特認 取組	④ 冬期湛水管理	水稻*	8,000	生	7
			7,000 (①畦補強を行わない場合)		
			5,000 (②有機質肥料施用実態がない場合)		
			4,000 (①、②の両方に該当)		
	⑦ 炭の投入	水稻*、野菜、 果樹、茶	5,000	温	
	⑧ IPMの実践、畦畔の人手 除草および長期中干し	水稻*	4,000	温・生	
	⑨ 希少魚種等保全 水田の設置	水稻*	3,000	生	8
	⑪ 緩効性肥料の利用 および長期中干し	水稻*	4,000	温・水	
	⑫ 緩効性肥料の利用 および省耕起	露地野菜	8,000	温	9
			4,000		
	⑬ 水田ビオトープ	水稻*	3,000 (作溝作業を実施しない場合)	生	
			4,000		
	⑭ 水田の生態系に 配慮した雑草管理	水稻*	4,000	生	10
	⑮ IPMの実践	露地野菜	4,000	生	
		施設野菜、 果樹、茶	8,000		
⑯ 在来草種の草生による 天敵利用	果樹	4,000	生		
⑰ 緩効性肥料の利用 および深耕	茶	8,000	温	11	
⑳ 殺虫殺菌剤・化学肥料を 使用しない栽培	水稻*	6,000	生		

(注)※地域特認取組の水稻では、飼料用稲(飼料用米、稲WCS)は対象となりません。

・「麦、大豆、小豆、飼料作物、そば、はとむぎ、なたね、花き」は全国共通取組の対象になりますが、地域特認取組の対象とはなりません。

・予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます。

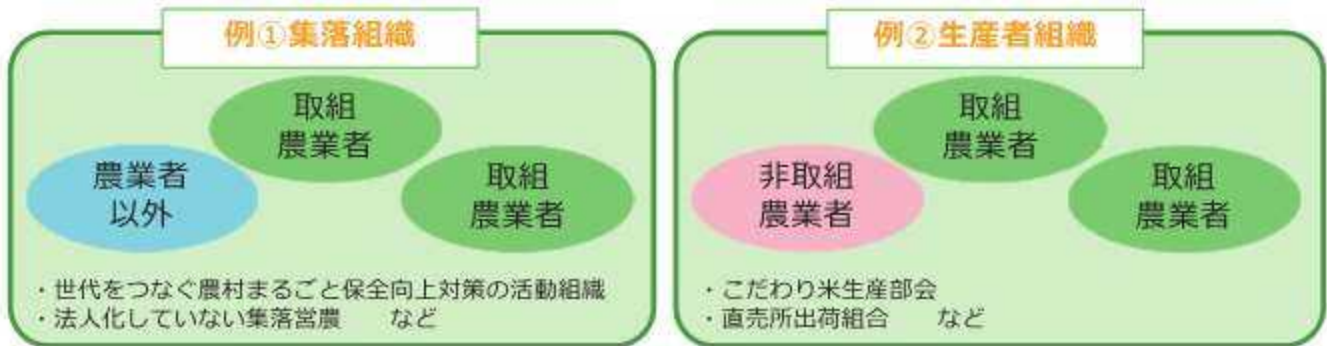
取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります。

I 支援対象者

販売を目的として生産を行う農業者等（以下の1または2の要件を満たす）が支援対象となります。

1 農業者の組織する団体

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む複数の農業者等で構成され、団体の規約と代表者を定め、口座を開設していることが必要です。



2 個人・法人

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は以下の①～③のいずれかを満たし、市町が特に認める場合に対象となります。

- ①対象活動の実施面積が、集落の耕地面積の概ね1/2以上、または当該市町における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2（12.9ha）以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）となる場合
- ②複数の農業者で構成される法人の場合（例：集落営農型法人など）
- ③他の農業者と連携して環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動：Ⅱ.2参照）を行う場合（ただし、令和5年度から1、2①、②のいずれかに移行することが必要）

II 支援要件等

1 国際水準GAPの実施

国際水準GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、

①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理 の5つの項目に関する取組です。

指導や研修に基づく取組の実践で、認証取得を求めるものではありません。

詳細は、担当窓口へお問い合わせください。

2 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）の実施

交付金を受けている農業者全員が、次のページの「環境保全型農業の技術向上に関する活動」、「環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動」等からいずれか1つ以上に取り組むことが必要です。

なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施します。

活動内容の選択メニュー((1)～(11)のいずれか1つ以上に取り組み)

- 環境保全型農業の技術向上に関する活動
 - (1) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - (2) 実証圃の設置等による環境保全型農業の実証・調査
 - (3) 先駆的農業者等による技術指導
 - (4) 環境保全型農業に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - (5) ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- 環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動
 - (6) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - (7) 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
- その他
 - (8) 耕作放棄地を復旧し、当該農地で環境保全型農業を実施
 - (9) 中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施
 - (10) 農業生産に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
 - (11) その他環境保全型農業の実施を推進する活動

(注) 検討会の開催、先進的取組ほ場への標示、農産物の販売促進に関する活動は選択メニューから除外されました。

Ⅲ 環境こだわり農産物の生産

1 栽培基準

- ・ 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減
- ・ 「水田からの濁水の流出防止」、「周辺環境に配慮した農薬の使用」、「農業用使用済みプラスチックの適正処理」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を実践
- ・ 堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用
- ・ 農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を適正に使用（「滋賀県 農作物病害虫雑草除基準」で検索してください）

2 認証制度

- ・ 生産計画を農作物、作型等ごとに定める期間に県（農業農村振興事務所農産普及課）へ提出し、認定を受ける。
- ・ 生産計画に基づき栽培を行う（ほ場看板の設置、生産記録の記帳をあわせて実施）。
- ・ ほ場看板は播種または定植の10日前までに設置する。
水稲、果樹、茶については遅くとも4月30日までに設置する。
- ・ 収穫前に農産物の認証申請を行い、生産記録の審査や現地確認の結果、適正であれば認証される。
- ・ 認証マークを表示して出荷・販売を行うことができる。
- ・ 販売が終われば実績報告（出荷販売記録、マーク管理台帳写しなどを提出）を行う。

詳細は最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください。

留意事項

(予算の配分・交付単価の減額)

- ・ 予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます。
- ・ 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります。

(その他)

- ・ 農業振興地域内の農地で行われる取組が交付金の対象となります。
- ・ 交付金は、取組面積に応じて交付されます。取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。
- ・ 中山間地域等直接支払制度に取り組みされている集落において、環境保全型農業直接支払交付金で取り組む行為（たとえばカバークロープ、冬期湛水管理、堆肥の施用など）を集落協定の「多面的機能の増進につながる活動」として選択している場合は、環境保全型農業直接支払交付金の申請はできません。ただし、集落協定の取組を変更すれば申請は可能となります。
- ・ 中山間地域においては、「推進活動」が免除される場合があります（詳しくはお問い合わせください）。

IV 支援対象となる取組・作物（全国共通取組）

全国共通

1

環境こだわり農産物の生産と
カバークロップの作付

対象作物

全作物

交付単価

6,000円

/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、レンゲやヘアリーベッチ等の緑肥を作付けする取組（秋冬播きは概ね4か月以上の栽培期間が必要）

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが确实と認められること
- ・適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部（緑肥）を土壤に還元すること

※適正な栽培管理の基準は、カバークロップがほ場の概ね8割以上を覆っていることとして、原則として4月以降に確認し、判断します。



全国共通

2

環境こだわり農産物の生産と
リビングマルチ

対象作物

全作物

交付単価

5,400円^{*}/10a

^{*}小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合は3,200円/10a

○作物のうね間に麦類や牧草等を作付けする取組

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが确实と認められること
- ・適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部（リビングマルチ）を土壤に還元すること



全国共通

3

環境こだわり農産物の生産と
草生栽培

対象作物

果樹・茶

交付単価

5,000円

/10a

○園地に麦類や牧草等を作付けする取組

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが确实と認められること
- ・適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部（麦類や牧草等）を土壤に還元すること



5

有機農業
(オーガニック農業)

対象作物

全作物

交付単価

12,000円※ /10a

※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は
2,000円を加算(注)
※そば等雑穀・飼料作物の場合は3,000円/10a

○国際水準の有機農業の取組

「国際水準の有機農業」とは、**有機JAS規格に合致**する水準で実施されている有機農業です。
(有機JAS認証の取得を求めものではありません)

《チェックポイント》

- (1) 生産過程(種子や苗を含む)において化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない
- (2) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない→継続的に同じほ場で取り組むことが必要です
※1回目の転換期間中(2年間(多年生作物は3年間))も支援対象となります
- (3) 土づくり技術を導入する
- (4) 耕種的防除、物理的防除、生物的防除、またはこれらを適切に組み合わせた方法により、病害虫・雑草防除を行う
- (5) 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないよう必要な措置をとる
- (6) 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない

(注) **加算措置** (そば等雑穀・飼料作物は対象となりません)

・ 土壌診断※1を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれか※2を行うと、2,000円/10a加算されます。

※1 土壌診断の必須項目は水田の場合は可給態窒素(困難な場合はpH)、畑地の場合はECです。(代表的なほ場1か所以上)

※2 堆肥の施用は⑥、カバークロップは①、リビングマルチは②、草生栽培は③と同一要件で実施します。(4、6ページ参照)

有機JAS認証を取得しましょう!



有機JASの認証を受けると「有機〇〇」「オーガニック〇〇」という表示が可能です。県ではオーガニック米やオーガニック茶の生産拡大・販売促進に力を入れており、「オーガニック」と表示して販売できるよう有機JAS認証の取得を推進しています。



有機JAS認証をとらない場合は、他の有機農業に取り組む農業者の現地確認への協力を市町からお願いすることがあります。また、現地確認を受ける際は、必ず立ち会う必要があります。



全国共通

6

環境こだわり農産物の生産と
堆肥の施用

対象作物

全作物

交付単価

4,400円

/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、堆肥を施用する取組

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが確実に認められること
(標準量 水稲：おおむね1 t/10a、水稲以外：おおむね1.5 t/10a)
- ・**C/N比が10以上の堆肥**であって腐熟したものを使用すること
(注) 一般的に牛ふん堆肥は対象となるが、鶏ふん堆肥は対象外となる。
自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についても、C/N比が10以上と確認できれば対象となる。
- ・土壌診断を実施した上で、適切な堆肥の施用を行うこと

全国共通

18

環境こだわり農産物の生産と
不耕起播種

対象作物

麦・大豆

交付単価

3,000円

/10a

○前作物の収穫後に耕起を行わずに播種する取組

《チェックポイント》

- ・播種部分のみを耕起する専用の播種機で播種する
- ・播種前に茎葉処理型の除草剤を散布する

全国共通

19

環境こだわり農産物の生産と
長期中干し

対象作物

水稲

交付単価

800円

/10a

○溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施する取組

《チェックポイント》

- ・1本/10a以上の溝切りを行う(溝切りは必須)



全国共通

20

環境こだわり農産物の生産と
秋耕

対象作物

水稲

交付単価

800円

/10a

○収穫後に耕うん(秋耕)を実施する取組

《チェックポイント》

- ・翌春に水稲の作付け(湛水)を行う
- ・湛水の4か月以上前に耕うんを実施する
(例) 翌年の5月1日に入水する場合は12月31日までに耕うんする

V 支援対象となる取組・作物（地域特認取組）

★地域特認取組の水稲では飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません

地域特認

4

環境こだわり農産物の生産と
冬期湛水管理

対象作物

水稲★

交付単価 8,000円※以内 /10a

※①畦補強を行わない場合は7,000円
②冬期湛水のための有機質肥料の購入・
投入実態がない場合は5,000円
①②の両方に該当する場合は4,000円

- 冬の期間、水田に水を張る取組
2か月以上の湛水状態の期間を確保する必要があります

《チェックポイント》

- ・2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置と漏水防止措置が講じられていること
- ・市町等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即した取組であること



地域特認

7

環境こだわり農産物の生産と
炭の投入

対象作物

水稲★・野菜・
果樹・茶

交付単価

5,000円以内
/10a

- 環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、炭（木炭・竹炭・籾殻くん炭などの植物を炭化して製造した炭）を投入する取組

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により標準量（500L/10aまたは50kg/10a）以上の炭（植物由来で、かつ購入したもの）を投入したことが確実に認められること



地域特認

8

環境こだわり農産物の生産と
IPMの実践、畦畔の人手
除草および長期中干し

対象作物

水稲★

交付単価

4,000円以内
/10a

- IPMの実践、畦畔の草刈機等による除草、および14日以上の中干しを実践する取組（溝切りを原則行う）

《チェックポイント》

- ・滋賀県水稲IPM実践指標（13ページ参照）のうち**8項目以上を実践**していること
- ・**畦畔除草は除草剤を使用せず**、草刈機などにより**概ね4回以上**行っていること※1
※1 グランドカバープランツを植栽した場合も対象となりますが、草刈り等の管理は概ね4回以上行う必要があります
- ・中干しは生育中期に**1本/10a以上の溝切りを原則として行い**※2、14日以上実施していること
※2 ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は証明書類を添付



注意！

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

地域特認

9

環境こだわり農産物の生産と
希少魚種等保全水田
の設置

対象作物

水稻★

交付単価

3,000円以内
/10a

○「魚のゆりかご水田」など、水田に魚類が遡上し、繁殖可能な状態に管理する取組

《チェックポイント》

- ・魚の遡上時の排水口の堰板操作、飼養時の適切な水管理、放流時の溝切り等が行われていること



「魚のゆりかご水田米」として販売するには、別途「魚のゆりかご水田米」の認証を受ける必要があります。

地域特認

11

環境こだわり農産物の生産と
緩効性肥料の利用
および長期中干し

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内
/10a

○緩効性肥料の施用とあわせて、14日以上の中干しを実施する取組（溝切りを原則行う）

《チェックポイント》

- ・環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね全量を緩効性肥料※1とすること

※1 緩効性肥料：緩効性成分※2の窒素成分が当該肥料の有機質由来を除く窒素成分のうち40%以上を占める肥料

※2 緩効性成分：被覆肥料などの肥効調節型の成分

- ・中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い※3、14日以上実施していること

※3 ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は証明書類を添付



!! 被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の実施が要件に追加

多くの被覆（緩効性）肥料はプラスチック殻で肥料成分を覆っています。水田では、肥料成分が溶出した後の被膜殻が水面に浮いて、河川や琵琶湖に流れ出る可能性があります。

《チェックポイント》

被膜殻の流出防止対策として以下のすべてを実施すること

- ・あぜ塗り等による漏水防止対策
- ・浅水代かき等により田植前の強制落水を行わない水管理
- ・本田を確認し、被膜殻の回収に努める



地域特認

12

環境こだわり農産物の生産と
緩効性肥料の利用
および省耕起

対象作物

露地野菜

交付単価

8,000円以内
/10a

○緩効性肥料の施用とあわせて、専用ロータリによる耕うん同時うね立てを実施する取組

《チェックポイント》

- ・環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね70%を緩効性肥料※とすること
※緩効性肥料：8ページ参照
- ・省耕起が可能なロータリを用いて耕うんとうね立てを1工程で行うこと



地域特認

13

環境こだわり農産物の生産と
水田ビオトープ

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円※以内
/10a
※作溝作業を実施しない場合は3,000円

○水生動物が生息できるように、ほ場内に波板やトラクタ等で溝（水路）を設置し栽培期間中湛水状態を保つ取組

《チェックポイント》

- ・幅30cm～60cm、深さ10cm～20cm、10aあたり長さ10m以上の栽培期間中湛水状態が保てるビオトープを設置していること

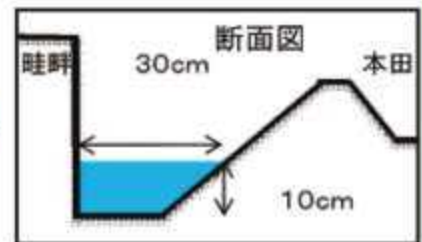


設置例

片側培土板を使用する例



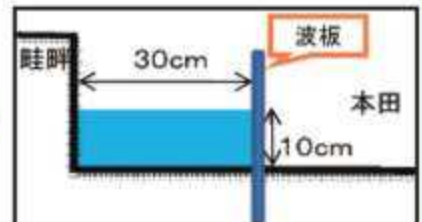
片側培土板を1つ装着



波板を使用する例



波板を押し込む



注意！

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で「ビオトープ（小溝の設置〔水田内〕）」の経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

地域特認

14

環境こだわり農産物の生産と
水田の生態系に
配慮した雑草管理

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内
/10a

○水田内の雑草は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤1回以内の散布とし、抜き取りで管理するとともに、畦畔の雑草は、除草剤を使わず、草刈機などにより管理する取組

《チェックポイント》

- ・畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより**概ね4回以上**行っていること
- ・本田除草は、（独）農林水産消費安全技術センターの「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項（製剤別一覧）」で、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない**除草剤を1回以内**の散布とし、**概ね4回以上の抜き取り作業**をしていること
- ・滋賀県水稻IPM実践指標（13ページ参照）のうち**8項目以上**を実践していること



注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

地域特認

15

環境こだわり農産物の生産と
IPMの実践

対象作物

- ①露地野菜
- ②施設野菜・果樹・茶

交付単価

①4,000円以内
②8,000円以内
/10a

○滋賀県IPM実践指標（14～17ページ）の必須項目に基づき、ほ場周辺の除草作業および主要害虫の防除を実施するとともに、選択項目も合わせて**8項目以上**実践する取組

《チェックポイント》

- ・ほ場周辺は、除草剤を使用せず、草刈機などにより**概ね4回以上**の除草作業を行っていること
- ・IPM実践指標の必須項目にある**主要害虫対策**として、天敵に影響の少ない「フェロモン剤」、「IGR剤」、「有機農産物の日本農林規格別表2の農薬※」のいずれか1つ以上を用いて適切に防除していること
- ・IPM実践指標の必須項目と選択項目をあわせて**8項目以上**実践していること

※別表2の農薬…マシン油乳剤、テンブロン水和剤、脂肪酸グリセリド乳剤、石灰硫黄合剤、ミルベメクチン乳剤・水和剤、スピノサド水和剤・粒剤、還元澱粉糖化物液剤 など



注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で、ほ場周辺の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

地域特認

16

環境こだわり農産物の生産と
在来草種の草生による
天敵利用

対象作物

果樹

交付単価

4,000円以内
/10a

○果樹害虫の土着天敵が棲息できるように、園内に自生する下草を高く刈って管理する取組

《チェックポイント》

- ・除草剤を使用せず、草刈機などによる草生の管理（草丈：10～40cm）を4回以上実施していること
- ・殺ダニ剤の使用は2回以内とし、草刈機などによる草生管理の翌日に行っていること



地域特認

17

環境こだわり農産物の生産と
緩効性肥料の利用
および深耕

対象作物

茶

交付単価

8,000円以内
/10a

○緩効性肥料を樹冠下に施用するとともに、8～9月に必要に応じてうね間の深耕（深さ10cm以上）を実施する取組

《チェックポイント》

- ・環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の65%以上を緩効性肥料※とすること
- ・樹冠下へは緩効性肥料※の概ね全量を施肥すること
- ※ 緩効性肥料：緩効性成分の窒素成分が当該肥料の有機質由来を除く窒素成分のうち50%以上を占める肥料
- ・深耕が可能な機械などで、整せん枝残さが10cm以上堆積しないようにすること



地域特認

21

環境こだわり農産物の生産と
殺虫殺菌剤・化学肥料
を使用しない栽培

対象作物

水稻★

交付単価

6,000円以内
/10a

○殺虫殺菌剤を使用せず、本田防除は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤1回以内とし、本田で化学肥料を使用しない取組

《チェックポイント》

- ・畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること
- ・本田除草は、（独）農林水産消費安全技術センターの「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項（製剤別一覧）」で、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上の抜き取り作業をしていること
- ・本田に施用する肥料については、化学肥料を使用せず有機質肥料、堆肥などを施用すること

注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

VI 長期中干し 技術資料

1 技術内容

- ・目標穂数の8割の茎数が確保できれば、遅れずに溝切り、中干しを行う。
- ・10aあたり1本以上の溝切りを原則実施する。
- ・中干しの期間は、通常より長く**14日以上**行う。
(通常より長くすることで、温室効果ガスであるメタンの発生を抑制します)
- ・中干しの程度は、土の状態が軽くひび割れ、足跡がつく程度(写真)。

移植時期	中干し開始の目安時期
5月上旬	6月5日頃
5月中旬	6月10日頃
5月下旬	6月20日頃

栽植密度(株/坪)	1株あたりの茎数の目安(注)
70	14~15本
60	17~18本
50	20~21本

(注)目標穂数380~400本/m²とした場合に、その8割の茎数に相当する1株あたりの茎数。



これが中干し開始時期のコシヒカリ



茎数15本



写真. 中干しの程度

2 注意点

- ・溝は尻水戸までしっかりつなく。
- ・中干しの際は、強制落水は行わず、自然減水とする。
- ・晴天が続く場合は、適宜差し水をする。

※所定の生産記録に溝切り作業日、中干し期間を記入します。

※砂質土壌などで減水深が3cm/日以上となるほ場などは溝切りを必須としません。

ただし全国共通取組「**⑩長期中干し**」では溝切りは必須です。

3 中干しの効果

- ・無効分けつを抑制し、過繁茂を防ぐ。
- ・土壌中に酸素を供給し根の伸長を促すので、倒伏しにくくなり、登熟期の高温にも強くなる。
- ・田面を固くすることで、中干し後の作業性(水管理・コンバイン作業)が向上する。
- ・収穫直前まで入水できるようになり、胴割米の発生を防ぐ。



図. 稲の水管理(コシヒカリ5月10日植、栽植密度60株での平年の目安)

Ⅶ IPMの実践指標

その1 水稲

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 水稲IPM(総合的病害虫・雑草管理)実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

- ①水稲作付期間中もしくは収穫後に、今年度の実施状況をチェックして、収穫後に○の数を数えて下段に合計数を記入します。
 ②毎年改善し、できる項目には全て○が付くようにしましょう。(8項目以上実践すること)

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
水田及び周辺管理	不耕起栽培を除き、翌年の雑草・病害虫の発生を抑制するために稲刈り後に耕耘する(前年秋期)。 秋期に畦畔等の除草を行い、越冬害虫の発生密度を低下させる。ただし、除草剤は使用しない(前年秋期)。 土壌診断を受け、必要な資材等を施用する(前年秋期)。 入水前に、畦塗り等を行い、漏水を防止する。	
育苗・移植全般 雑草対策	いもち病等の常発地では抵抗性の強い品種を選定する。 種子を更新する。 温湯消毒法、微生物農薬または両法併用で種子消毒を行う。 健苗育成に努め、病害が発生した苗は早期に処分する。 代かき・田植え時に落水しない。 ほ場の均平化を図り、田面を露出させないようにし、除草剤は適期に施用する。 雑草の多い水田を除き、「初期・初中期一発剤」のみの除草体系とする。	
病害虫対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、防除の参考とする。 補植用余剰苗は早期に除去、処分する。 水稲の出穂2～3週間前と、水稲の出穂期に畦畔の草刈りを実施し、カメムシ類の密度低下を図る。 水田内のヒエ等のイネ科雑草はカメムシ類の棲息場所となるので、早期に除去する。	
農薬の使用全般	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍数、散布面積、散布方法等を記録する。 栽培地域の病害虫の発生しやすさ(いもち病マップなど)を参考にし、病害虫防除を実施する。 当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性(人畜毒性・魚毒性)の薬剤を選択する。 ほ場周辺に農薬が飛散しないよう、風向や散布方法、散布圧力に注意する。また、飛散しにくい剤型を選択する。 同じ系統の農薬成分を繰り返し使用しない。 薬剤抵抗性の病害虫が確認されている地域では、当該農薬を使用しない。 十分な薬効が得られる範囲で額縁防除、スポット防除等を実施する。 湛水状態で農薬を使用する場合は、畦畔等からの漏水防止と、散布後1週間程度の止水期間を遵守する。	
その他	環境こだわり農産物を生産する。	
※管理ポイントの年度は、前年水稲収穫後の畦畔除草・耕耘等から始まります。		○の数の合計 (8項目以上実践すること)

IPM(Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その2 露地野菜

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 露地野菜 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・ほ場周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける	
必須項目	ほ場周辺の除草	ほ場周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日、2回目 月 日、3回目 月 日、4回目 月 日		
	主要害虫対策 選択した害虫に○をつける ・ヨトウムシ類 ・アオムシ ・コナガ ・ハダニ類 ・アザミウマ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬（BT剤、核多角体ウイルス剤など） <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く） <input type="checkbox"/> IGR剤		
選択項目	品種、ほ場の選択と改善	同一ほ場でのアブラナ科野菜の連作は避ける。 病気に対して抵抗性が高い品種を選択する。 土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。		
	健全苗の育成	消毒されている種子を使用する。 セル成型育苗等では、病原菌や雑草種子の混入していない市販の園芸培土等を用いる。 育苗では物理的・耕種的防除法を活用し、病害虫の発生を抑制する。		
	雑草の管理	本ほの雑草の発生状況や草種等を勘案し、除草剤を選定する。 定植後に灌水するなど、スムーズに苗を活着させ、外葉が早く地表を覆うようにする。 中耕や培土を適切に行う。		
	ほ場衛生	作付けほ場には、病気が発生しているほ場の土を持ち込まないよう注意する。		
	病害虫対策	病害虫の被害株は早めに処分する。 病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、適期防除等に活用する。 ほ場内を見回り、病害虫の発生や被害を把握するとともに、気象予報などを考慮して防除の要否を判断する。 土着天敵類が十分に活動できるよう、バンカープランツを設置し、天敵に影響の少ない薬剤を選定する。 初期害虫を効果的に防除するため、育苗～定植時に粒剤等を施用する。		
	農薬の使用全般	農薬使用に当たっては、効果の高い剤を選択し、飛散が少なくなるように天候やほ場条件などを勘案しながら、散布方法を決定する。 薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
	その他	環境こだわり農産物を生産する。		
			○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Management) の略) とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その3 施設野菜

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 施設野菜 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名	ほ場番号	
氏名		

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	周辺除草	施設周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日、2回目 月 日、3回目 月 日、4回目 月 日	
	主要害虫対策 選択した害虫に○を付ける ・ヨトウムシ類 ・コナガ ・ハダニ類 ・アザミウマ類 ・ハモグリバエ類 ・コナジラミ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の口にレを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬（天敵、B T 剤、核多角体ウイルス剤など） <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く） <input type="checkbox"/> I G R 剤	
選択項目	病害虫の耕種的防除および適正な施肥管理	前作終了後、残さや病害株の持ち出し等適正な処理を行い、次作の病害虫の発生を抑制する。 前作終了後、太陽熱消毒やハウス内の蒸し込みを行い、次作の病害虫や雑草の発生を抑制する。 土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。	
	播種・育苗管理	抵抗性品種や抵抗性台木の接ぎ木を利用する。	
		無病種子やウイルスフリー苗を利用する。	
		種子の乾熱消毒を行う。	
		育苗培土は、病原菌や害虫、雑草種子の混入していない市販の園芸培土や熱消毒した土を用いる。	
		健苗育成に努め、病害虫が発生した苗は早期に処分する。	
	病害虫対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、適期防除等に活用する。	
		ほ場内をよく観察し、病害虫の発生や被害を把握するとともに気象予報などを考慮して防除の要否を判断する。	
		トラップや粘着板等を用いて発生予察活動を行う。	
		換気扇や循環扇を使って適正に温湿度を管理し、病害を防ぐ。	
防虫ネットや紫外線カットフィルムを張り害虫の侵入を防ぐ。			
粘着板等を用いて害虫を捕殺する。			
電撃殺虫機や送風捕虫機を用いて害虫を捕殺する。			
土着天敵の温存、放飼等を行う。			
黄色（緑色）防虫灯を用い害虫の活動を抑制する。			
対抗植物を栽培する。			
病害虫の被害株はほ場外に持ち出し早めに処分する。			
雑草対策（施設内）	手取り除草を行う。		
農薬の使用全般	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
その他	環境こだわり農産物を生産する。		
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Management) の略とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その4 果樹

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 果樹IPM(総合的病害虫・雑草管理)実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	周辺除草	果樹園周辺は除草剤を使用せず、機械などにより根柢4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。 1回目 月 日、2回目 月 日、3回目 月 日、4回目 月 日	
	主要害虫対策 選択した害虫に○をつける ・シンクイムシ類 ・ハマキムシ類 ・コスカシバ ・ハダニ類 ・カイガラムシ類	天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する <input type="checkbox"/> 生物農薬(天敵、BT剤、核多角体ウイルス剤など) <input type="checkbox"/> フェロモン剤 <input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬(上記を除く) <input type="checkbox"/> IGR剤	
選択項目	ほ場及び周辺管理等	葉がかかりやすい樹型づくりや間伐をし、適切な通風・採光を確保する。	
		防風林、防風垣、防風網の設置により、病気を抑制する。	
		土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。	
	無病苗・無病穂木の導入等	無病苗・無病穂木等を導入する。	
		抵抗性品種や抵抗性台木を利用する。	
	病害虫・雑草対策	病害虫防除所が発表する発生予察情報等を確認し、適期防除等に活用する。	
		トラップ、園内巡回等で病害虫の発生を把握し、防除の要否を判断する。	
		雨よけ施設の設置や敷きわら、敷き草により病気の発生を抑制する。	
		防虫ネット、紫外線カットフィルム、光反射シートにより害虫の侵入を防ぐ。	
		害虫対策として、黄色蛍光灯や電撃殺虫機を設置する。	
粘着版やバンド誘殺および糖蜜誘殺等により害虫を捕殺する。			
笠かけ、袋かけを行い病害虫の被害を抑える。			
農薬の使用全般	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
	対象とする病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性(人畜毒性・魚毒性)の薬剤を選択する。		
	ほ場周辺に農薬が飛散しないよう、周辺へ飛散しにくい剤型(塗布剤等)の選択や風向や散布方法、散布圧力に注意する。		
その他	薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。		
	環境こだわり農産物を生産する。		
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

IPM(Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

その5 茶

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 茶 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名	ほ場番号	
氏名		

○必須項目であるほ場周辺の除草と主要害虫対策は、必ず実践する。

・周辺除草は、実施日を必ず記入して下さい。

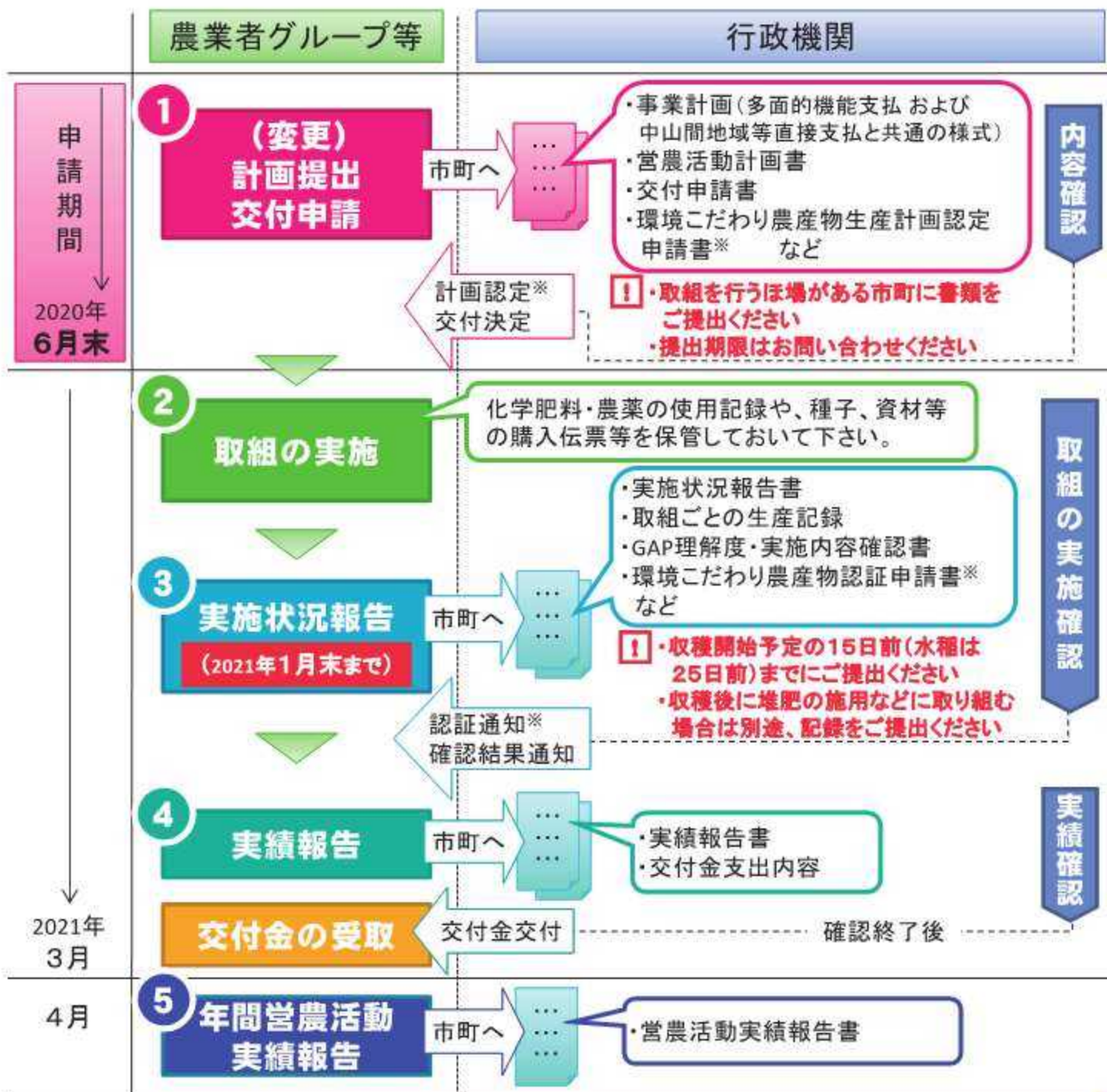
○必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践すること。

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける	
必須項目	<p>周辺除草</p> <p>茶園周辺は除草剤を使用せず、機械などにより概ね4回以上の除草作業を行い、実施日を記入する。</p> <p>1回目 月 日、2回目 月 日、3回目 月 日、4回目 月 日</p>		
	<p>主要害虫対策</p> <p>ハマキムシ類</p> <p>天敵に影響の少ない防除手法を下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する</p> <p><input type="checkbox"/> 生物農薬（天敵、B T剤、核多角体ウイルス剤など）</p> <p><input type="checkbox"/> フェロモン剤</p> <p><input type="checkbox"/> 有機農産物の日本農林規格別表2の農薬（上記を除く）</p> <p><input type="checkbox"/> I G R剤</p>		
選択項目	<p>病害虫の発生しにくい環境の整備</p> <p>害虫の増殖・飛来源となるほ場周辺の雑草や樹木、産卵源となるほ場周辺の樹木の枯枝などを除去する。</p> <p>茶園が陰湿にならないよう、可能な限り周辺の林木を伐採したり枝管理を行うなど周辺の環境整備を行う。</p> <p>各種資材や敷き草等でマルチングするなど雑草抑制対策を講じる。</p> <p>特定の病害の常発地帯や裂傷型凍害の常発地帯では、改植・新植する場合に抵抗性の強い品種を導入する。</p>		
	<p>病害虫・雑草対策</p> <p>病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、適期防除等に活用する。</p> <p>定期的に園内を見回り、病害虫の発生状況を確認し、適切な防除を実施する。</p> <p>降雨等の気象情報を把握し、適切な防除を実施する。</p> <p>ワシツバガ等の多発茶園は、一番茶摘採後に中切り更新し寄生部を除去し樹勢回復を図る。</p> <p>強風による病害発生を軽減するため、茶園周囲に防風ネットを設置する。</p> <p>マルチ（定植時）やうね間の機械除草等、除草剤を使用しない雑草管理対策を実施する。</p> <p>園内に発生している雑草の草種と発生量を確認し、適切な防除を実施する。</p>		
	<p>農薬の使用全般</p> <p>化学農薬に対する感受性の低下を抑制するため、同一系統の農薬を連用しない。</p> <p>最少の使用量で十分な薬効が得られるよう、最適な散布方法・使用量を決定するとともに、散布ムラがないよう適正な農薬散布を行う。</p> <p>農薬散布は無風～弱風時に行うなど、農薬のドリフト（飛散）防止対策を徹底し、他の作物などに飛散しないようにする。</p> <p>農薬使用の際、薬剤が残らないように調整する。</p> <p>散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川等に流入しないようにする。</p> <p>防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。</p> <p>県や農業協同組合が開催する栽培研修会等に参加し、情報収集に努める。</p>		
	<p>その他</p> <p>環境こだわり農産物を生産する。</p>		
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

Ⅷ 令和2年度の申請手続き (環境こだわり農産物認証制度を含む)



注) *環境こだわり農産物にかかる生産計画の認定および農産物の認証は県が行います

申請に必要な書類の様式は滋賀県のホームページに掲載します。

滋賀県農政水産部食のブランド推進課

〈環境保全型農業直接支払交付金(環境こだわり農産物の栽培に対する支援)のページ〉

環境保全型農業直接支払交付金

検索

注1 詳細な提出書類については、事前に各市町の担当窓口へご確認ください。

注2 環境こだわり農産物認証制度に関するお問い合わせは、最寄りの農業農村振興事務所農産普及課までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

滋賀県農政水産部食のブランド推進課	TEL:077-528-3895	FAX:077-528-4881
大津・南部農業農村振興事務所農産普及課	TEL:077-567-5412	FAX:077-562-8144
甲賀農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0748-63-6126	FAX:0748-63-2983
東近江農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0748-22-7715	FAX:0748-22-1234
湖東農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0749-27-2213	FAX:0749-23-0821
湖北農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0749-65-6613	FAX:0749-65-5867
高島農業農村振興事務所農産普及課	TEL:0740-22-6026	FAX:0740-22-3099

大津市産業観光部農林水産課	TEL:077-528-2757	FAX:077-523-4053
草津市環境経済部農林水産課	TEL:077-561-2347	FAX:077-561-2486
守山市都市経済部都市活性化局農政課	TEL:077-582-1130	FAX:077-582-1166
栗東市環境経済部農林課	TEL:077-551-0124	FAX:077-551-0148
野洲市環境経済部農林水産課	TEL:077-587-6004	FAX:077-587-3834
甲賀市産業経済部農業振興課	TEL:0748-69-2193	FAX:0748-63-4592
湖南市建設経済部農林保全課	TEL:0748-71-2330	FAX:0748-72-7964
近江八幡市産業経済部農業振興課	TEL:0748-36-5576	FAX:0748-46-5320
東近江市農林水産部農業水産課	TEL:0748-24-5561	FAX:0748-23-8291
日野町農林課	TEL:0748-52-6563	FAX:0748-52-2043
竜王町農業振興課	TEL:0748-58-3706	FAX:0748-58-3730
彦根市産業部農林水産課	TEL:0749-30-6118	FAX:0749-24-9676
愛荘町農林商工課	TEL:0749-37-8051	FAX:0749-37-4444
豊郷町産業振興課	TEL:0749-35-8114	FAX:0749-35-5270
甲良町産業課	TEL:0749-38-5069	FAX:0749-38-5122
多賀町産業環境課	TEL:0749-48-8117	FAX:0749-48-0594
長浜市産業観光部農業振興課	TEL:0749-65-6522	FAX:0749-65-1602
米原市経済環境部農政課	TEL:0749-58-2228	FAX:0749-58-1719
高島市農林水産部農業政策課	TEL:0740-25-8511	FAX:0740-25-8519

※すべて食のブランド推進課調べ(2020年2月現在)の連絡先です